

第2期仙台市地域保健福祉計画 の評価について

(平成27年度及び計画期間4年間における重点施策評価シート)

平成28年11月

仙台市健康福祉局社会課

目 次

I	計画の評価方法について	1
II	平成 27 年度及び計画期間 4 年間における自己評価結果	3
	(1) 施策ごとの自己評価（重点施策評価シート）	3
	重点施策①：人材・コーディネーターの育成	3
	重点施策②：話し合う場づくり	5
	重点施策③：地域内の見守り・支え合いの促進	7
	重点施策④：災害時要援護者支援体制の構築	9
	重点施策⑤：地域での相談機能の充実	11
	(2) 庁内および他の組織との連携状況	13
III	仙台市地域保健福祉計画推進委員会による評価	14
	【参考資料】	
	平成 27 年度及び計画期間 4 年間における自己評価シート	16

I 計画の評価方法について

(1) 趣旨

第2期仙台市地域保健福祉計画「支え合いのまち推進プラン」(平成24年度～平成27年度)に基づく施策を効果的に推進するため、各施策の取り組み状況を把握し、進捗管理と評価を行う。

なお、評価結果については、計画の策定及び推進、その他地域福祉の推進に関する事項を審議することを目的に設置する「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」による意見を踏まえて公表する。

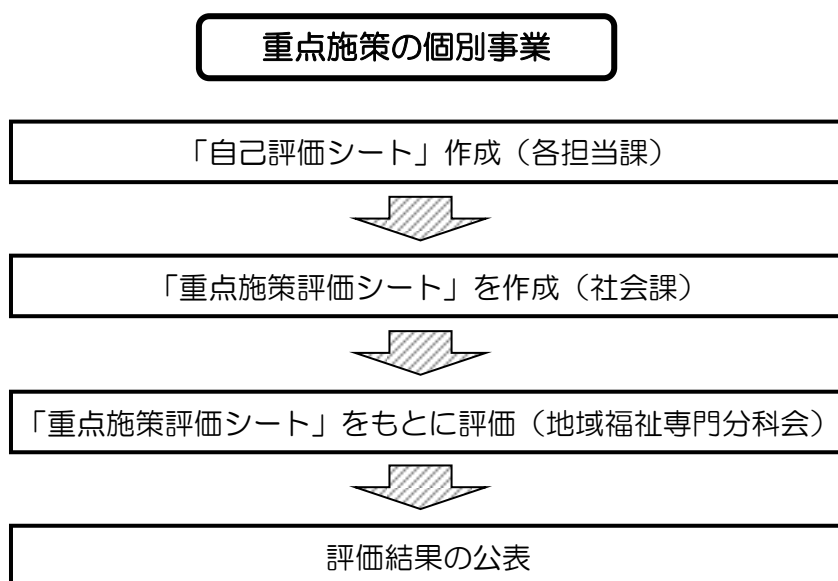
(2) 評価対象

本計画では、基本目標および取り組みの基本的方向を踏まえ、24の施策の方向を位置づけた。さらに、震災復興計画期間中に緊急に取り組む必要がある5つを重点施策と位置づけ、重点施策に取り組むことにより、その他の施策も併せて推進していくこととしている。

よって、5つの重点施策「人材・コーディネーターの育成」「話し合う場づくり」「地域内の見守り・支え合いの促進」「災害時要援護者支援体制の構築」「地域での相談機能の充実」に該当する29の個別事業を評価対象とする。(重点施策の個別事業一覧参照)

(3) 評価方法

個別事業ごとに担当課が作成した「自己評価シート」を社会課でとりまとめ、行政による自己評価として「重点施策評価シート」を作成する。「重点施策評価シート」をもとに、仙台市地域福祉専門分科会において全体評価を行い、結果を公表する。



第2期仙台市地域保健福祉計画「支え合いのまち推進プラン」 重点施策の個別事業一覧

重点 施策	No	取り組み・事業名	担当課	評価 シート
①人材・コーディネーターの育成	1	被災者サポート・コミュニティ担い手づくり事業 ※事業終了	市民局市民協働推進課	P18
	2	行動障害のある障害児者支援者養成研修	健康福祉局北部発達相談支援センター	P20
	3	障害者の相談支援体制推進事業	健康福祉局障害者支援課	P22
	4	認知症サポーター養成講座およびキャラバンメイト養成研修	健康福祉局介護予防推進室	P24
	5	介護予防運動サポーター養成研修およびスキルアップ研修	健康福祉局介護予防推進室	P26
	6	地域防災リーダーの育成の推進	危機管理室減災推進課	P28
	7	市民センターによる地域づくり支援事業	教育局生涯学習支援センター	P29
	8	地域支援推進のためのコミュニティソーシャルワーカーの育成強化	健康福祉局社会課 仙台市社会福祉協議会	P31
	9	地域のボランティア育成講座	仙台市社会福祉協議会	P33
②話し合う 場づくり	10	住民座談会の開催	健康福祉局社会課	P35
	11	障害者の相談支援体制推進事業（再掲）	健康福祉局障害者支援課	P37
	12	地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議の開催	健康福祉局高齢企画課	P39
③地域内の見守り ・支え合いの促進	13	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動	仙台市社会福祉協議会	P41
	14	仙台すくすくサポート事業	子供未来局子育て支援課	P43
	15	新たな避難所運営マニュアルの作成	危機管理室防災計画課 市民局市民生活課	P45
	16	地域支えあいセンター事業	仙台市社会福祉協議会	P47
	17	安心の福祉のまちづくり事業	仙台市社会福祉協議会	P49
④災害時要援護者 支援体制の構築	18	災害時要援護者避難支援の推進	健康福祉局総務課	P51
	19	災害時要援護者情報登録制度	健康福祉局社会課	P53
	20	福祉避難所の機能強化	健康福祉局総務課	P55
	21	障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）の実施	健康福祉局障害企画課	P57
⑤地域での相談機能の充実	22	被災者生活再建相談等事業	復興事業局生活再建推進室	P59
	23	地域における各種相談員の活動に対する支援	健康福祉局社会課	P61
	24	障害者相談支援事業所による相談事業	健康福祉局障害者支援課	P63
	25	ひきこもり青少年等社会参加支援事業	健康福祉局障害者支援課	P65
	26	障害者の相談支援体制推進事業（再掲）	健康福祉局障害者支援課	P67
	27	地域包括支援センターによる相談事業	健康福祉局高齢企画課	P69
	28	保育所地域子育て支援事業	子供未来局運営支援課	P71
	29	震災に伴う子どもの心のケア事業	子供未来局子育て支援課 教育局教育相談課	P73

II 平成 27 年度及び計画期間 4 年間における自己評価結果

(1) 施策ごとの自己評価（重点施策評価シート）

重点施策① 人材・コーディネーターの育成

地域における保健福祉活動を活性化するためには、リーダーの育成やスキルアップの機会が必要です。震災時においては、地域の核となるリーダーの存在が迅速な支援活動につながったといわれています。また、制度の狭間にある複雑な生活課題が増加しており、そのような課題に対応するためには、関係者・関係機関等との連携を図るコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカーなど）が必要です。効果的な講座や研修を開催し、人材・コーディネーターの育成を推進します。

【行政による自己評価】

主な取り組みの成果（平成 27 年度事業実施分）

- 地域で障害者や高齢者に関わる支援者を養成する取り組みの中で、地域ニーズに応じたボランティア講座の開催や、経験年数または理解度別の研修の実施を通じて、支援スキルの向上を図った。
- 障害児者支援者養成事業において、研修や事例検討を通して団体や事業所の枠を超えて地域の多様な関係者が話し合うことで、さまざまな情報やノウハウの共有が図られるとともに、参加者同士の関係づくりやネットワーク形成の土台づくりにもつながった。
- CSWが復興公営住宅整備地区を中心に地域に積極的に出向きながら、地域特性に応じた支援体制づくりを進めるとともに、地域包括支援センターなど地域の関係者も含めた研修会を通して情報共有しながら活動者相互の支援スキルの向上を図った。また、東北学院大学における大学COC事業では、仙台市、市社協及び関係機関等の連携による話し合いが進められ、平成 28 年 4 月から「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム」が開講するなど、活動者の育成に向けた取り組みも広がりを見せている。

第 2 期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）における取り組みの成果

- 計画期間を通して、地域で障害者や高齢者に関わる支援者を養成するための講座や研修を実施し、基本的な知識の習得や理解を進めながら、それぞれの地域における支え合いの担い手育成や支援者のスキルアップを図った。
- 計画期間を通して、地域の多様な関係者を認知症サポーターとして育成し、また、これらの講座を担う講師役の人材育成を通して、地域で認知症を支える仕組みづくりに貢献できた。また、介護予防サポーターの養成を通して、自主グループ等の活動のリーダーやコーディネーターを担う人材の育成が進んだ。

- 計画期間を通して、災害発生時に地域で活躍できる「地域防災リーダー」の育成に取り組んだ。
- 平成 25 年度より仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置した C S W が、復興公営住宅整備地域を重点支援地区（H25：8 地区、H26：29 地区、H27：33 地区）として活動を推進し、新たなコミュニティ形成や住民主体の支え合い体制づくりの支援を効果的に展開した。この活動状況について定期的な連絡会や地域の関係者も含めた研修会を開催することで、情報共有や相互の支援スキルの向上が図られた。

課題・今後の方向性

- 支援者育成のための研修・講座等の参加者は、増加傾向にあり、各段階に応じたプログラムの設定など内容の検討を進めているが、受講後、実際の地域での活動に活かせるような研修体系や活動の支援体制を構築し、地域の実態等に応じた実践的・効果的な人材育成を進めていく。
- 地域で抱える課題が複雑・多様化しており、各関係機関の強みを活かした協働支援を展開することが今後ますます重要であることから、多分野・多機関とのネットワーク構築をさらに推進し、支援の質の向上や従事者のスキルアップを図る。
- 人材の高齢化や固定化により継続的な活動や発展的な活動が困難となる場面も少なくないことから、関係機関との連携・協働により、持続可能な人材の育成及び活動の仕組みづくりを進める必要がある。
- C S W による活動実績や成功事例を積み上げ、支援活動のノウハウや手法を標準化し、今後の地域支援における人材育成に活用可能な体系化を目指す。また、アウトリーチにより、地域主体の取り組みを支援しながら、地域資源の開発や地域の担い手の裾野を広げる取り組みを推進する。

重点施策②

話し合う場づくり

地域の生活状況は、住民の人口や世代構成、コミュニティの状況、団体や施設といった地域資源など、地域によって千差万別であり、地域の保健福祉に関する課題やその解決方法は、地域によって異なります。

地域保健福祉を推進するためには、日頃から地域のつながりが密な地域は、震災時においても支援がスムーズであったことから、地域ごとに、地域住民や地域で活動する関係者が集まって、課題を把握・共有したり、解決に向けた話し合いを行ったりするための場づくりが重要です。

そのような場は、日頃から地域の連携を密にしたり、それぞれの活動を知ることで地域ごとの課題解決の仕組みづくりを構築したり、地域のコーディネーターを発掘する場などにもなります。

地域への関心を高め、活動や連携のきっかけとなるような、地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題を話し合う場づくりを促進します。

【行政による自己評価】

主な取り組みの成果（平成 27 年度事業実施分）

- 地域包括支援センターによる担当圏域包括ケア会議は、地域の保健福祉医療関係者が集まって話し合う場であり、地域における関係機関のネットワークづくりに非常に大きな役割を果たした。
- 障害者の相談支援体制推進事業において、地域課題の把握から市全体での情報共有を明確に組織・体系化するため、平成 27 年度から「区自立支援協議会」を設置し、障害者相談支援事業所や市社協、区役所等の関係機関が定期的に集まって障害者福祉における課題についての意見交換を行った。区それぞれの独自性を発揮しながら、地域包括支援センターや介護保険事業所、民生委員などとのネットワークの構築により、一つの課題に対して多面的な視点を持って対応することができ、課題解決力や支援力の向上が図られた。
- 第 3 期仙台市地域保健福祉計画の策定過程において、地域で活動する関係者や同じ目的や考え方を有する大学生たちが集まって、地域ごとに抱える課題を把握したり、それぞれの立場から見える課題を共有することで、身近な地域での顔の見える関係性の構築や、地域への関心を高めたり団体間の連携のきっかけづくりにつながった。
- CSWによるコーディネート等の効果的な支援の展開により、復興公営住宅整備地域において、地域住民や関係者による支援者会議が開催されるなど、地域住民主体の課題解決に向けた話し合いが積極的に行われた。
- 介護保険制度の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、地域の支援関係者の連携・協働体制を深めるためのネットワークづくりとして、CSWと地域包括支援センターに配置される専任職員（生活支援コーディネーター）との合同による研修会が開催され、地域の支援体制づくりについての話し合いが進められた。

第2期計画期間（平成24年度～平成27年度）における取り組みの成果

上記に同じ。

課題・今後の方向性

- 各福祉分野を超えた地域の関係機関による会議等の開催により、各圏域内外におけるさらなるネットワークの構築を図っていく。
- 地域が主体的に課題共有や解決のための話し合いを実施できるよう、CSWが、継続的に支援を進める。

重点施策③ 地域内の見守り・支え合いの促進

地域住民一人ひとりが、日頃から地域内のつながりを大切にし、できることから取り組んでいくことが大切です。ごみ出しや買い物の手伝い、少しの間子どもを預かること、孤立しがちな人の話し相手になることなど、一つひとつの手助けが、地域保健福祉を推進していくための大切な活動です。

本市では、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携して、地域住民の組織的な見守り・支え合い活動である「小地域福祉ネットワーク活動」を実施しています。

また、地域住民相互の支え合い・助け合いの活動を、より効果的に行うことができるよう、「新たな避難所運営マニュアルの作成」等の取り組みを通して、支援を必要とする方に支援が行き届く仕組みや、支援活動の継続的・安定的な運営の仕組みづくりを推進します。

【行政による自己評価】

主な取り組みの成果（平成 27 年度事業実施分）

- 市内 103 地区社会福祉協議会において、小地域福祉ネットワーク活動を実施した。見守り活動を基本に、身近な地域で気軽に参加できる交流の場づくりや、住民同士の支え合い助け合い活動など、地域の実情に応じた活動が展開された。また、各地域間での活動の「温度差」や複合的な課題を抱える地域ニーズに対応するための検討を重ね、活動メニュー体系を一部見直し（平成 28 年度事業分から適用）、活動のさらなる推進に向けた取り組みが行われた。
- 被災者への生活再建に向けた取り組みとして、復興公営住宅入居者等への個別訪問を実施し、訪問後は、行政等の関係機関が集まって情報共有・意見交換をすることで、適切な支援につなぐための調整が行われた。また、引き続き見守りが必要な方について、民生委員や地区社協、町内会等と連携した取り組みが進められた。
- CSWが、33 の復興公営住宅整備地域を重点支援地区として積極的に地域へ出向き、地域における支援者のネットワークづくりや、支援策の具現化に向けたアドバイス、関係機関等との連携のための調整を行い、住民同士で支え合う意識の醸成や住民主体の支え合い体制の基盤づくりを支援した。
- 地域版避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練の実施に関する支援を行いながら、地域団体や避難所運営関係者、行政等の顔の見える関係づくりや、地域の実情に応じた防災体制づくりを推進した。

第 2 期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）における取り組みの成果

- 平成 24 年度には、設置地区数 102 地区に対して活動地区数が 101 地区であった小地域福祉ネットワーク活動について、平成 25 年度から仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置したCSWの支援を受けながら、平成 25 年度～平成 27 年度では、設置している地区の全てで小地域福祉ネットワーク活動が実施されようになった。それ

それぞれの地域では、計画期間を通して、地域の課題把握や見守り・サロン活動に継続的に取り組み、地域内の見守り・支え合い体制づくりの取り組みが進められた。

- 計画期間を通して、育児の援助を受ける方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）の相互の信頼関係のもとに、地域ぐるみでの子育て支援活動を継続して行うことができた。
- 平成 25 年度から仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所に配置した C S W が復興公営住宅整備地域を重点支援地区（H25：8 地区、H26：29 地区、H27：33 地区）として積極的に地域へ出向き、住民同士で支え合う意識の醸成や住民主体の支え合い体制の基盤づくりを継続的に支援し、震災復興計画期間における新たなコミュニティ形成支援を下支えする役割を果たした。
- 計画期間を通して、地域版避難所運営マニュアルの作成や避難所運営訓練の実施に関する支援を行いながら、関係者の顔の見える関係づくりや、地域の実情に応じた防災体制づくりを推進した。

課題・今後の方向性

- 平成 28 年度から適用された新たな活動メニュー体系に基づき、複雑・多様化する地域福祉ニーズにも対応できる地域住民主体の支え合い体制を構築するため、活動のさらなる充実を進めていく。また、活動の推進にあたっては、C S W が地域支援を進めながら、住民の主体性と能力を高め、市全体の「福祉力」の向上を図っていく。
- 要支援者に対して担い手が不足しているため、広く広報を行い、担い手の募集を図っていく。
- 被災経験や、住まいの再建期に蓄積された支援の実践及び地域基盤（地域見守り体制や社会的孤立防止等）を絶やすことなく、進展する少子高齢化社会における見守り活動や日常生活支援につなげ、民生委員、地区社協、町内会や専門の相談支援機関等、地域を構成するさまざまな主体のネットワークによる地域支え合い体制づくりを促進していく。
- 地域版避難所運営マニュアルの作成後は、訓練を通じた検証や必要な見直しを行いながら、引き続き、日頃からの顔の見える関係性を構築していく。また、東日本大震災による経験だけではなく、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」における課題等も踏まえ、既存のマニュアルへの反映を支援するなど、地域の実情に応じた防災体制づくりを支援していく。

重点施策④ 災害時要援護者支援体制の構築

災害時要援護者の安全・安心を守るためには、日頃からの見守り活動などを通じて、地域における支え合い・助け合いによる支援の体制を整えておくことが必要です。東日本大震災においても、災害時の地域住民相互の助け合いの必要性が確認されました。

日頃から地域の各団体が連携しながら、地域内の高齢者・障害児(者)のみならず、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる妊産婦や乳幼児・児童・外国人などの要援護者の所在や状況を把握するとともに、その情報を共有し、具体的な支援の方法について話し合っておくことが大切です。

震災時の反省点を踏まえ、災害時要援護者の安全を確保するため、災害発生時における地域住民相互の支え合い・助け合いによる避難支援の仕組みづくりを促進するとともに、被災後の要援護者の支援体制のさらなる整備に取り組みます。

【行政による自己評価】

主な取り組みの成果（平成 27 年度事業実施分）

- 地域における災害時要援護者支援体制づくりの進め方を分かりやすくまとめた地域向けの手引き「災害に備える地域支え合いの手引き－災害時要援護者支援の進め方」を作成・配布し、各区町内会長研修会等で周知した。また、仙台市地域防災リーダー養成講習会などで、地域での要援護者の支援体制づくりの進め方について説明を行い、地域への周知を進めた。加えて、地域へ登録情報を提供するための必要なシステム改修等を行った。
- 福祉避難所として障害者支援施設・介護老人保健施設などの社会福祉施設と協定の締結を進め、福祉避難所を円滑に運営するための環境を整えることができた。（平成 27 年度末現在：110 施設）また、災害時に必要な物資等の備蓄や防災行政用無線の設置など福祉避難所としての機能拡充を継続的に行った。

第 2 期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）における取り組みの成果

- 平成 24 年 12 月から、災害時要援護者情報リストの地域（町内会・民生委員など）への配布を開始し、計画期間を通して、民生委員による在宅高齢者世帯調査や区役所での各種サービス手続きに合わせた登録勧奨、地域向けの手引きの作成・配布等により、制度の進め方の周知・理解や地域における支援体制づくりが進んでいる。また、地域へ情報提供するための必要なシステム改修等を行った。
- 毎年度、福祉避難所協定締結施設数を増やした。また、平成 25 年度には、福祉避難所開設時に必要な人員を市が派遣するため、市内指定訪問介護事業所（74 事業所）と「福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定」を締結した。さらに、平成 26 年度には、この協定に基づき、災害時に仙台市と協定を締結している「福祉避難所」に対し、訪問介護事業所から円滑に介護員の派遣を行うために「福祉避難所への介護員派遣マニュアル」を策定し、必要な手順を定めた。

□手話奉仕員やガイドヘルパー等の専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても活かせる体制づくりとして、災害時専門ボランティア研修会や総合防災訓練への参加等を実施し、人材の育成や災害時に備えた普段からの地域とのつながりの大切さへの意識づけにつながった。

課題・今後の方向性

- 災害時要援護者情報リストを受領していない町内会や、支援体制づくりが進んでいない地域も見受けられることから、引き続き、関係部局・機関等が連携しながら必要な支援等を行う。
- 大規模災害時には、派遣を想定している人数を確保することが困難な場合も想定されることから、本市からの支援が受けられない場合であっても、「福祉避難所」を開設できる人員確保策を施設運営団体や各運営法人等においても検討することが必要である。また、障害者の避難先の確保に向けて、障害者支援施設等との協定も進めていく。
- 専門ボランティアの育成や人材確保と併せて、災害対応マニュアルの見直しを進める等、専門ボランティアが災害時においても活動しやすい体制の構築を図っていく。

重点施策⑤ 地域での相談機能の充実

市民意向調査において、地域で安心して生活するための施策として、4割を超える方が「地域の身近な場所で相談できる窓口を増やす」と回答しています。地域の身近な相談窓口としての、民生委員や障害者相談員の活動、福祉施設などにおける相談支援機能を充実します。

【行政による自己評価】

主な取り組みの成果（平成 27 年度事業実施分）

- 仮設住宅入居世帯や復興公営住宅入居世帯を対象に個別訪問を継続し、生活状況の把握や生活再建に関する相談等に対して必要な情報提供を行った。また、区役所や関係機関と情報共有し、役割分担を行いながら多様な相談・支援を行うことができた。
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、保育所地域子育て支援センターなどにおいて、地域の様々な相談に対応できる体制や、広報・周知により気軽に相談しやすい環境を整備し、関係機関と連携しながら身近な地域における相談支援機能の充実を図った。また、研修会や会議を定期的で開催し、困難ケースについては、「地域包括圏域ケア会議」や平成 27 年度に設置した「区自立支援協議会」の開催により複数の支援者で共有する場を設け、事例検討や方針の確認等を行うなど、相談支援の質を高めることができた。また、市内に 50 ある地域包括支援センターの半分に、専任職員を配置し、相談支援体制のさらなる充実を進めた。
- 住民の身近な相談役として、課題の早期発見や必要に応じた専門の相談支援機関へのつなぎなどを担う民生委員児童委員の活動が円滑に行われるよう研修会の開催や関係機関からの情報提供等を継続的に実施した。また、さまざまな活動を通して、町内会や地区社協、区役所、地域包括支援センター等の関係団体・機関と連携した地域支援活動が進められた。
- 震災の被害が甚大であった学校へのスクールカウンセラーの配置日数の増加や、全ての市立小中学校への支援チームの派遣を継続するなど、震災に伴う心のケアに取り組んだ。

第 2 期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）における取り組みの成果

上記に同じ。

課題・今後の方向性

- 子育て世帯による親の介護や、障害ある子どもの親の高齢化、複合的な課題を抱える生活困窮者等、多様化する相談に対応するため、高齢・障害・子育てといった福祉分野間の連携はもちろんのこと、課題の早期発見も視野に入れた学校や市税・公共料金の徴収機関などとの幅広い連携をさらに推進し、相談対応能力の向上に取り組むとともに、安定的な支援体制を確保しながらネットワークを活かした切れ目ない支援を実

施する。また、地域住民への専門相談に関する周知を行い、利用が少ない地域等へも支援の手が行き渡るような情報発信の充実を図る。

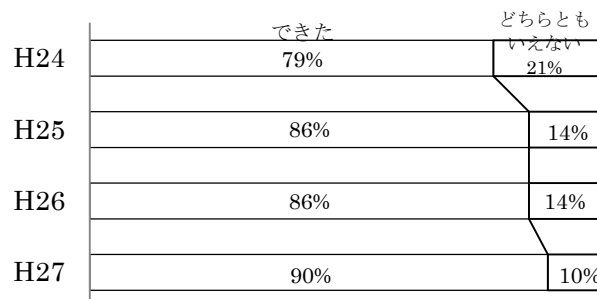
- 市内で被災した世帯への仮設住宅供与は平成 28 年度中に一定の区切りを迎えることになるが、引き続き円滑な生活再建が図られるよう、個別訪問による情報提供や関係機関との連携によるきめ細かな支援に努める。また、仮設住宅への入居継続が想定される他市町被災世帯への継続した支援の在り方や他市町との連携の検討を進めていく。
- 震災後数年経過してからの児童生徒の心の状態の変化や震災以外のストレス因子による心のケアも必要であることから、引き続き、心の健康状態の把握に努めるとともに、専門職の派遣による支援体制を継続していく。

(2) 庁内および他の組織との連携状況

① 市の関係部局内との組織横断的な連携

9割の事業で「連携できた」と評価しており、「連携できなかった」「必要なかった」とした事業はなかった。計画最終年度が、「連携できた」とする割合が高かった。

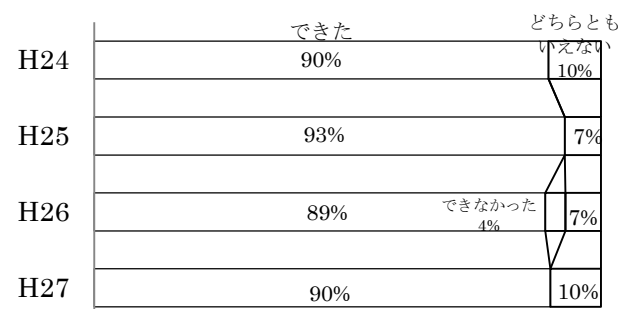
	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
できた	23	79%	24	86%	24	86%	26	90%
できなかった	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
どちらとも いえない	6	21%	4	14%	4	14%	3	10%
必要なかった	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%



① 地域保健福祉活動の担い手との連携

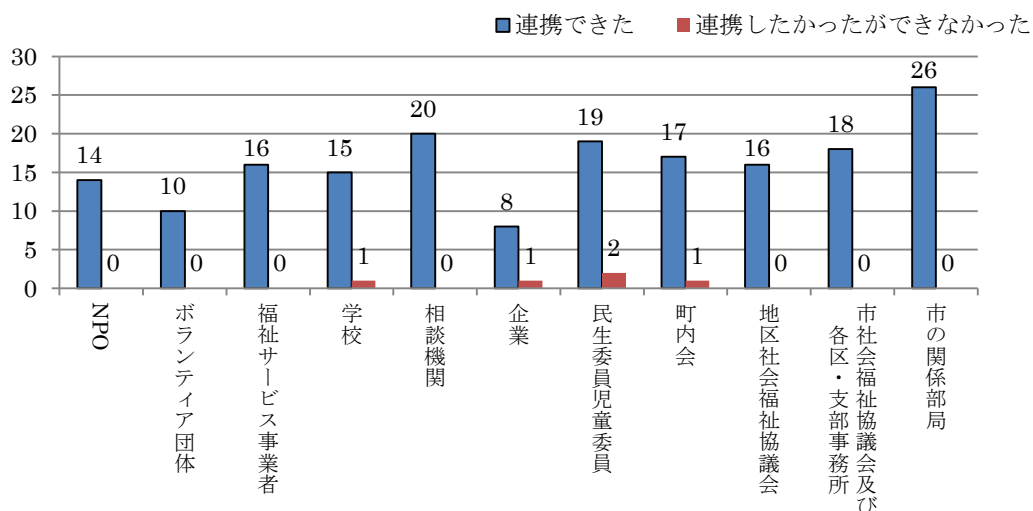
9割が「連携できた」と評価している。「連携できなかった」「必要なかった」とした事業はなかった。

	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度	
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
できた	26	90%	26	93%	25	89%	26	90%
できなかった	0	0%	0	0%	1	4%	0	0%
どちらとも いえない	3	10%	2	7%	2	7%	3	10%
必要なかった	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%



② 連携相手

「連携できた相手」として最も多かったのは「市の関係部局」、次いで「相談機関」や「民生委員児童委員」、「市社会福祉協議会及び各区・支部事務所」、が多い。また、連携相手は、計画期間を通して増加し（H24：158、H25：160、H26：164、H27：179）、各事業実施において、毎年度、必要な連携の範囲を拡大しながら効果的な取り組みが図られたものとする。



Ⅲ 仙台市地域福祉専門分科会による評価

全体評価

【仙台市地域福祉専門分科会による評価】（案）

【第2期計画の基本理念及び基本目標の達成状況についての総評】

- ・震災復興計画と歩みをともした第2期計画では、東日本大震災で発揮された「市民力」を原動力に、地域において支え合い・助け合う力（地域の「福祉力」）を高める取り組みが継続的に実施されてきた。市の関係部局や地域保健福祉活動の担い手との連携状況は、年々増加傾向にあり、必要に応じて連携の範囲を拡大しながら効果的な取り組みが図られてきた。地域福祉の推進には、日頃からの継続的な活動が必要であることから、次期計画においてもこれまで積み上げてきた実践や、培われてきたネットワークを一層充実させていく取り組みが重要である。

【第2期計画における5つの重点施策ごとの評価】

■ 第2期計画期間（平成24年度～平成27年度）における取り組みの成果と課題

- ・介護予防や認知症サポーターなど、地域における支援者の養成やスキルアップ講座の開催により、一定の人材育成が図られてきているが、地域におけるつながりの希薄化等により、見守り活動や日常生活支援を行う担い手が不足している。
- ・市内各地域において、見守り活動や日常生活支援、交流の場づくりが進められているが、地域ごとに活動の温度差がある。こうした活動を活発に展開していくためには、地域のリーダーの存在が欠かせないが、人材の固定化や役割の重複などによる負担感が課題となっている。
- ・平成25年度よりコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、復興公営住宅整備地域を重点地区として、住民主体の地域づくりを効果的に進めてきた。地域包括ケアシステムの下支えともなる地域の「福祉力」を高める上でも、CSWによる支援活動の充実を図るとともに、課題の共有と解決に向けたネットワークづくりが重要である。
- ・災害時要援護者支援体制の構築に向けて、地域住民と関係団体、行政との連携による取り組みが着実に進められてきた。それぞれの地域の実情に応じた取り組みが行われており、制度のさらなる周知・推進が求められている。
- ・震災後の復興支援も含め、必要な保健福祉サービスの充実を図ってきたが、社会情勢の変化に伴い、ニーズが複雑・多様化している。地域の相談機関を中心に、さまざまな主体の参加による話し合いが進められているが、さらなる連携の強化が課題となっている。

■ 第3期計画の推進に向けた今後の方向性

- ・担い手の育成については、市民の共助意識の高まりが確認されていることから、実践場面での活動支援など、多様な主体が地域に参画しやすい環境づくりを進める必要がある。
- ・地域福祉活動のリーダー等が活動しやすい環境づくりを支援しながら、持続可能な人材育成を推進していく必要がある。
- ・CSWによる活動を市内各地域へ展開し、活動のノウハウや支援事例の蓄積・共有を図りながら、新たな人材の育成と住民主体の支援体制づくりを推進していく必要がある。
- ・災害時要援護者支援体制の構築に向けて、制度を必要とする要援護者への周知とともに、参考となる地域の取り組みを共有する支援を進めながら、制度の更なる推進を図って欲しい。また、この間の震災や豪雨等に伴う経験等を踏まえたマニュアルの見直しを図りながら、顔の見える関係づくりのさらなる推進が求められる。
- ・保健福祉行政を取り巻く環境が変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き幅広い視点に立った公的サービスの確保が必要である。身近な地域での気づきを、専門の相談支援機関へつなぎ、ネットワークによる切れ目ない支援を推進していくため、話し合いの場づくりを促進しながら、地域団体、専門の相談支援機関、行政の連携を進めていく必要がある。